

### 事務所訪問

税理士業界の園

## 税理士法人ガイア

### 代表 野口省吾 税理士

#### <事務所概要>

所在地 東京・北区  
事務所開設 平成18年1月  
(税理士法人化  
同年7月)  
スタッフ 35人  
(有資格者6人)

野口省吾税理士が代表を務める税理士法人ガイアは、事務所開業から2年を経過したばかりの若い組織。だが、アクティブな行動力で顧問先を着々と増やしており、今年1月には父親の事務所を合併した。通常、事務所を承継する場合は、親の事務所に子が入所してからバトンタッチを行うものだが、野口税理士はある思いからまずは開業の道を選択した。



代表の野口省吾税理士は、税理士試験合格後の平成18年1月に税理士事務所を開業。その半年後、現在の税理士法人に組織替えした。「身体が十分に動くいまの時期は、顧問先のもとにたくさん走り回ろうと考えている」。こうしてフットワークの軽さを生かし、顧問先を着々と増やした。

開業から2年を経過したばかりの税理士法人だが、実は34年の実績も併せ持っている。というのも、今年1月に父親の会計事務所を合併したからだ。これにより、父親の事務所はガイアの「北支社」となった。

そもそも会計事務所の事業承継は、子どもが親の事務所に入所し、数年後、数十年後に経営の能取りをバトンタッチするのが一般的だ。しかし、野口税理士は、父親の事務所を引き継ぐことを予定していたが、まずは自分自身の力を試すために「開業」の道を選択した。

一見、遠回りのようにも思える行為だが、野口税理士にはひとつの固い決意があった。自分自身が経営者になることを以前から重要視していた。自分で事

務所を立ち上げてこそ、起業家や経営者が抱える悩みや苦しみを深い部分で分かることができる。

野口税理士は合併して間もなく、税理士法人の代表として北支社の顧問先へあいつつに回った。その際、父親が34年かけて作り上げてきた信頼の強さを肌で感じたという。「これまでの体制で満足していた顧問先からは、新体制に対する不安も多少は聞かれた。ただ、わたしの思いが伝わったのか、現在のところ離れていった顧問先はいない」。

◆家族が全員それぞれ得意分野を持つ

野口税理士の父親で北支社代表を務める野口邦雄税理士は、昭和50年に顧問先ゼロから事務所をスタートさせた。東京会王子支部の支部長や東京会理事などを歴任し、地元密着の事務所経営を続けてきた。当然、実績と人脈はガイア内でナンバー1だ。また、母親の野口節子税理士は、税理士資格に加え

## 経営者の悩みを理解するため 敢えて独立開業の道を選んだ

て、宅地建物取引主任、ITコーディネーター、FP資格を保有。さまざまな観点から企業の経営サポートを行っている。

さらに、税理士事務所の開業当初から野口省吾税理士を支えてきたのが妹の渡邊香織税理士。大手監査法人に勤務していた渡邊税理士は、公認会計士の資格取得を機に転身を決意。兄と一緒に税理士事務所をスタートさせた。渡邊税理士はニューハンプシャー州の米国公認会計士資格も保有しており、兄の野口税理士は、ガイアの顧問先には外資系企業も多い。これは妹

のスキルを生かした結果。事務所発展の大きな原動力となっている」と評する。さらには、税理士法人の職員として働いている弟の大介氏も、税理士資格やそのほかの資格の取得を視野に入れている。

このように、ガイアには、税理士資格を核とする会計士の「血統」が集まっている。代表の野口税理士の行動力とリーダーシップの下、家族が固い絆で結ばれ、それぞれの得意分野を有機的に生かすことで大きな効果を上げて

◆女性に優しい職場環境

今年2月28日、渡邊税理士に第一子が誕生した。ただ、母親となった渡邊税理士は、ガイアを離脱せずに事務所業を続けることが決まっている。これに対応するため、ガイアは子育てをしながらかくことができる事務所環境を整備した。ガイアの事務所は、1階が主に車庫空間で2階はパソコンが並ぶ事務スペース、3階は接客や会議に使っている。そして、これまで屋上だった部分に、4階を増築した。4階には間仕切りを挟んだスペースが確保され、柔らかいじゅうたんの上にソファやテレビなどが配置されている。

この場所は、渡邊税理士や女性職員のために準備した託児スペースだ。親として、自分の目の届くところに子どもを置いておきたいと考えてのは当然のこと。優秀な女性職員に安心して働いてもらうためにも、子どもが遊べるスペースをつくった。

また、野口税理士のモットーとして、職員に遅くまで仕事をさせる職場は良くないと考えている。「残業をしないような環境を作るためには、職員それぞれが「量」より「質」の考えを持ち、付加価値の高い業務を心がけることが重要」。

税理士法人ガイアのキャッチコピーは「戦う集団「ガイア」」。これは「脱税者と戦う」という意味ではない。そもそも、適切に申告すれば脱税者は怖いものではない。むしろ、顧問先が元気になるように、われわれが一丸となつて未来に向かって立ち向かうこと、そして毎日が真剣勝負というスタンスの表明である。顧問先の発展をサポートするため、ガイアは戦い続ける。

講師：木田達也氏(新日本監査法人 公認会計士)  
日時：平成20年4月24日(木)午後1時~午後5時  
参加費：35,800円 会場：茅場町日進ビル会議室

<h4>I リース会計基準</h4> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引の判定(フルペイアウトの判定、オペレーティング・リースとして設計可能かの検討)</li> <li>2. 所有権移転ファイナンス・リース取引と所有権移転外ファイナンス・リース取引の判定</li> <li>3. 所有権移転外ファイナンス・リース取引の借手の会計処理</li> <li>4. 設例による具体的な会計処理と仕訳</li> <li>5. 所有権移転ファイナンス・リースの借手の会計処理</li> <li>6. 所有権移転外ファイナンス・リースの貸手の会計処理</li> <li>7. 所有権移転ファイナンス・リースの貸手の会計処理</li> <li>8. リース取引開始日が会計基準適用初年度開始前のリース契約(既存のリース取引)の取扱い</li> <li>9. 開示の取扱い</li> <li>10. 適用時期</li> </ol>	<h4>II 平成19年度税制改正におけるリース税制</h4> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法人税法の取扱い</li> <li>2. 消費税法の取扱い(売買処理=一括仕入税額控除となる)</li> <li>3. 租税特別措置法の取扱い(リース税額控除制度の廃止)</li> <li>4. 圧縮記帳・特別償却の可否</li> <li>5. 固定資産税の取扱い</li> <li>6. 適用時期</li> <li>7. 申告調整が必要となるケース</li> </ol>	<p>講師：木田達也氏(新日本監査法人 公認会計士)</p>
<h4>III 会社経営面からみた対応策</h4> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. リース取引のウェイトに対する影響</li> <li>2. 資金調達メリットの大小</li> <li>3. 借手としての対応</li> <li>4. 貸手としての対応</li> </ol> <p>(実務負担が発生しないスキームの検討が重要)</p>		

お申込・お問い合わせは **金融財務研究会** 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-10-8 グリーンビル4F TEL 03-5651-2030 FAX 03-5695-8005

金融財務研究会  [www.kinyu.co.jp](http://www.kinyu.co.jp)